

## 武富士の民事再生手続きにかかる利用者の対応

サラ金大手武富士は、昨年9月28日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申し立てを行い、同日受理されました。現在、会社更生手続きが進められていますが、総額1兆円以上の莫大な過払金<sup>1</sup>の債権者がいるといわれていますが、新聞報道によると、この過払い債権の「債権届出書」を行使した人は、利用者の20%弱に止まっている模様です。

この債権届出書の提出期日は2月28日です。

しかし、この手続き方法が分からなかったり、そもそも利用者自身が手続きの事実すら知らない方が多いのが実態です。

そこで、「武富士の責任を追及する全国会議」や「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」では、緊急の電話相談や武富士の経営責任を追及する「1万人集団訴訟」の行動を展開し、早期の手続きを呼びかけています。

現在、武富士を利用している方、過去に利用したことのある方は、このような動きにも注目し、一刻も早く相談されることをお勧めします。

## そこが知りたい、Q&A

### 「債権届」に関する手続きについて

Q1. 「債権届」って何？

A 過払い金が発生している可能性が高い場合、武富士より債権届出書が郵送されます。現在、武富士に対して過払金の請求をされている方（弁護士又は司法書士に借金の処理を依頼している方、および書面にて過払金の請求をされている方など）が対象となっています。すでに借金は返したのにおかしなものが届いたと思って、放置するケースがあるようです。必ず、2月28日までに届け出すことが重要です。なお、債権届出書を請求しているのに未着の場合、あるいは債権届出書を必要人は、武富士の「コールセンター」に連絡してください。

『武富士本社コールセンター』 0120-938-685、 0120-390-302

（受付時間：月～金（祝祭日除く）午前8時30分～午後7時00分）

<sup>1</sup> 過払金とは、消費者金融（サラ金等）に払い過ぎたお金のことです。利息制限法の制限金利を超える金利部分は無効ですから、この制限金利（15%～20%）を超えるいわゆる「グレーゾーン金利」を利息制限法に定める制限金利に引き直し、払い過ぎた利息は元金に充当していきます。その結果、借り入れた残高がなくなり、さらに払い過ぎているお金、つまり本来支払う義務のないお金を過払金と言います。過払金が発生したら、業者に対して「不当利得」として返還請求することができます。

Q2. 「債権届」の入手方法は？

A 武富士の「コールセンター」に連絡して入手します。武富士の HP（ホームページ）上でインターネットでの入手も可能です。

Q3. 「債権届出書」の提出期日が過ぎたら？

A 過払い金の債権を失効する可能性があります。仮に2月28日を過ぎても、「コールセンター」へ債権届出書の送付を要望した人については、裁判所・管財人は1カ月の期間延長を認める方向で検討されているようです。

### 過払い金の手続きを行っている人

Q1. 武富士と和解しましたが、会社更生手続き後の日程です。入金されるのでしょうか？

A 残念ながら入金はされません。武富士または裁判所・管財人から通知が届いていると思いますので、その通知に従って「債権届出書」を必ず提出してください。

Q2. 武富士と裁判して判決が出ましたが払ってもらえるのでしょうか？

A 判決金額が債権額となります。今後は、武富士または裁判所・管財人から通知が来ていると思いますので、その通知に従って「債権届出書」を必ず提出してください。

Q3. 武富士と現在裁判中ですがどうなりますか？

A 裁判は中断となります。今後は、武富士または裁判所・管財人から通知が来ると思いますので、その通知に従って「債権届出書」を必ず提出してください。

Q4. 武富士と任意交渉中だったがどうなりますか？

A 任意交渉はできなくなります。今後は、武富士または裁判所・管財人から通知が来ると思いますので、その通知に従って「債権届出書」を必ず提出してください。通知が来ない場合には、必ず武富士の「コールセンター」に連絡してください。

### 過払い金があるかどうかわからない人

Q1. 現在取引があるのですが、過払い金が発生しているかどうかわからないのですが？

A 一般的に、取引が7年以上あるとその可能性が高いといわれています。それを判断するには、武富士から取引履歴を取得する必要があります。また、武富士の HP では管財人が利息制限法による引きなおし計算が行われているようなので、武富

士の「コールセンター」で確認することもお勧めします。

<http://www.takefuji.co.jp/main.html>

Q2. 過去に武富士と取引があって完済しています。過払い金があるのかわかりませんか？

A 利息制限法の金利で支払っていた場合、過払い金の可能性は高いので、債権届出書を必ず出しておく必要があります。武富士の HP ホームページでは、過去に取引があった人も引き直し計算作業を行っているようです。武富士のコールセンターに必ず連絡してください。

<http://www.takefuji.co.jp/main.html>

Q3. 過払い金は 100%返還されるのでしょうか？

A 今後どうなるかは全く未定です。武富士は過払い金返還の減額を狙って会社更生手続きを申し立てています。「過払い金返還優先を」と世論から裁判所や保全管理人に訴え、できるだけ多くの返還がされるように運動すべきと思います。「武富士の責任を追及する全国会議」では、1万人の集団訴訟の運動を呼び掛けています。

## 相談に関すること

Q1. 武富士の「コールセンター」がなかなか通じません。他に信頼できる相談場所はありますか？

A 「武富士の責任を追及する全国会議」では、直通電話を開設しました。電話番号は、「047-360-2123」です。受付時間は、月曜～金曜の 10～17 時です。全国から相談の電話をお受けして、各地の弁護士無料相談へと誘導しています。

全国にある「被害者の会」でも緊急の相談を受け付けています。連絡先は「武富士の責任を追及する全国会議の HP」で検索することができます。

[http://blog.livedoor.jp/takefuji/archives/cat\\_101522.html](http://blog.livedoor.jp/takefuji/archives/cat_101522.html)

Q2. 他社を利用しています。過払い金の心配がありますが大丈夫でしょうか？

A 私たちにも今後の動向はわかりません。早めに返還請求するにこしたことはありませんが、貸金業者側も今回のことを逆手にとって今までよりも減額を言うてくるかもわかりません。しかし、過払い金はあなたのお金なのです。全額返還してもらって当たり前です。決して貸金業者の泣き言に屈せず、全額返還してもらいましょう。

## 武富士の役員に対する集団訴訟に参加しよう！

弁護士や学者でつくる「武富士の責任を追及する全国会議」では、会社更生手続き中のサラ金大手「武富士の役員経験者」を相手に、利息制限法を超えて払った過払利息相当の損害賠償を求める集団訴訟を起こします。

武富士の会社更生法の悪用を許さず、サラ金被害を拡散してきた経営陣の責任を追及して過払金の全額返還を求める運動に参加しましょう。今後、全国各地に訴訟団が結成されていく予定です。

「武富士の責任を追及する全国会議」 代表 弁護士 新里宏二

電話 047-362—5578 <http://blog.livedoor.jp/takehuji/>